

半田市職員の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、職員が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報(以下「公益通報」という。)について、必要な事項を定めることにより、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職の職員、法第3条第3項に規定する特別職の職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、市から事務事業の受託を受けた者及びその受託業務に従事している者、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者及びその管理する公の施設の管理に従事している者並びに公益通報の前1年以内にこれらの者であった者をいう。
- (2) 通報対象事実 公益通報者保護法第2条第3項に規定する事実をいう。
- (3) 公益通報者 公益通報をした職員をいう。
- (4) 公益通報相談員 職員からの公益通報を受けるために設置する弁護士の資格を有する者で、本市と業務委託契約を締結した相談員をいう。

(通報窓口の設置)

第3条 公益通報を受け付けるため、第6条で規定する公益通報委員会に公益通報窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

- 2 通報窓口担当者は、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)とする。ただし、総務課長に係る公益通報は、総務部長を通報窓口担当者とする。

(公益通報の受付)

第4条 職員は、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれのあることを知り得たときは、通報窓口又は公益通報相談員に公益通報を行うことができる。

- 2 職員が公益通報を行おうとするときは、公益通報書(様式第1)、電子メール、FAX又は面談による方法で、通報窓口又は公益通報相談員に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する公益通報をするときは、原則として実名により通報することとし、通報する職員の氏名及び所属、発生日時及び場所、通報対象事実の具体的な内容、通報対象事実を裏付ける証拠の状況等を明らかにして行うものとする。ただし、当該通報対象事実が客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。
- 4 公益通報は、市の行政運営の適正化に資するために行うものであり、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用をしてはならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、勤務条件に関する事案については、法令違反に該当するものを除き、公益通報をすることができない。

(公益通報の処理)

第5条 公益通報相談員は、前条に規定する公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口
に報告しなければならない。

2 通報窓口は、前条に規定する公益通報を受けたとき又は前項の報告を受けたときは、次
条に規定する公益通報委員会に速やかに報告しなければならない。

(公益通報委員会の設置)

第6条 職員からの公益通報を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を
設置する。

2 委員会は、副市長、総務部長及び公益通報相談員2名をもって構成する。ただし、やむ
を得ない事情がある場合は、公益通報相談員2名のうち1名は、弁護士の資格を有する者
をもって代えることができる。

3 委員会に委員長を置き、公益通報相談員1名をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員に係る公益通報については、当該委員は、次条第4項の場合を除き、会議に参加す
ることができない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、第5条第2項の通報の報告を受けたときは、直ちに当該通報に係る受理
又は不受理の判断を行い、通報報告書(様式第2)により市長に報告しなければならない。

2 委員会は、公益通報を受理すると決定したときは受理した旨を、受理しないと決定した
ときは不受理とした旨及びその理由を、公益通報受理・不受理通知書(様式第3)により、
遅滞なく公益通報者に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、市長が指定する職員（以下「調査員」という。）
に調査をさせることができる。

4 委員会は、前項に規定する調査のほか、必要があると認めるときは、当該公益通報に係
る事案の決定に関し権限を有する者及び当該公益通報に係る職員を監督する責任を負う
者（以下「管理者等」という。）並びに当該公益通報に係る職員から事情を聴くことがで
きる。

5 委員会は、審議内容を市長に対する調査結果報告書（様式第4）により、内容を証する
資料とともに市長に報告しなければならない。

6 委員会は、調査の結果を通報者に対する調査結果報告書（様式第5）により、公益通報
者に報告しなければならない。

7 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(調査員の調査)

第8条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、当該調査が終了したときは、調査
結果を調査報告書（様式第6）により委員会に報告しなければならない。

(1) 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類を閲覧し、又はその提出を求
めること。

(2) 管理者等に事情の聴取又は実態調査についての協力を求めること。

(是正措置及び再発防止措置)

第9条 市長は、第7条第5項に規定する報告を受け、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 公益通報者に関する情報は、非公開とするとともに、公益通報者は、通報したことにより人事、給与その他の職員の勤務条件の取扱いについて、いかなる不利益も受けない。

(運営状況の公表)

第11条 市長は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の半田市職員の公益通報に関する要綱の規定は、施行日以後にあった公益通報について適用し、同日前にあった公益通報については、なお従前の例による。

様式第1（第4条関係）

令和 年 月 日

公益通報委員会 様

所 属
氏 名
連絡先

公 益 通 報 書

1 通報対象事実の具体的な内容

（1）発生日時

（2）発生場所

（3）内容

（4）違反となる法令

2 通報対象事実を裏付ける証拠の状況（匿名による通報の場合は必須）

3 違法な行為をしている職員等の所属、氏名

（1）所属

（2）氏名

※匿名かつ連絡先の記載がない場合は、調査結果の報告等はありません。

様式第2（第7条関係）

年 月 日

半田市長 様

公益通報委員会
委員長

通 報 報 告 書

1 受付日

年 月 日

2 通報方法

3 通報者（所属、氏名、連絡先）

4 通報対象事実の具体的な内容

（1）発生日時

（2）発生場所

（3）内容

（4）違反となる法令

5 通報対象事実を裏付ける証拠の状況

6 違法な行為をしている職員等の所属、氏名

（1）所属

（2）氏名

7 受理・不受理の判断（不受理の場合は、その理由）

様式第3（第7条関係）

年 月 日

様

公益通報委員会
委員長

公益通報受理・不受理通知書

年 月 日に受付をした公益通報は、公益通報委員会において審議した結果、受理・不受理しましたので、半田市職員等の公益通報に関する要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 受理・不受理を決定した日
年 月 日
- 2 不受理の場合は、その理由

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半田市長 様

公益通報委員会
委員長

市長に対する調査結果報告書

1 調査開始日

年 月 日

2 受付番号

3 通報者

4 通報対象事実の具体的な内容

（1）発生日時

（2）発生場所

（3）内容

（4）違反となる法令

4 調査結果及び内容

（1）通報対象事実の有無 有 無

（2）調査内容

5 公益通報委員会の対応・不対応の判断及びその理由

6 特記事項

様式第5（第7条関係）

年 月 日

様

公益通報委員会
委員長

通報者に対する調査結果報告書

1 調査開始日

年 月 日

2 受付番号

3 通報対象事実の具体的な内容

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 内容

(4) 違反となる違反

4 調査結果及び内容

(1) 通報対象事実の有無 有 無

(2) 調査内容

5 公益通報委員会の対応・不対応の判断及びその理由

6 特記事項

様式第6（第8条関係）

年 月 日

公益通報委員会 委員長

様

調査員

調 査 報 告 書

1 調査期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 通報者

3 通報対象事実の具体的な内容

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 内容

(4) 違反となる法令

4 調査結果及び内容

(1) 通報対象事実の有無 有 無

(2) 経過・理由

5 特記事項